実施許諾契約書（案）

　　学校法人日本大学（以下「甲」という。）と○○○○○○株式会社（以下「乙」という。）は，甲が特許出願中の特願○○○○－○○○○○○，発明の名称「○○○○○○」の発明（以下「本件発明」という。）の実施許諾に関し，次のとおり契約を締結する。

（実施許諾）

第１条　甲は乙に対し，本件発明について実施を許諾する。

２　前項に定める実施権は独占的／非独占的なものとする。

３　乙は，前２項に基づき甲から許諾された実施権について，第三者に譲渡し，再実施権を許諾し，又は質権を設定してはならない。

（範囲）

第２条　前条の実施権の範囲は次のとおりとする。

期間：本契約締結の日から３年間とする。
ただし，乙が上記期間内に本件発明の実施をした場合には，甲乙いずれの当事者からも契約終了の申し入れがない限りその期間を１年間延長し，以後も同様とする。

地域：日本国内

内容：全部

（実施料）

第３条　乙は，第１条の実施の対価として一時金○○○万円及び本件発明の実施製品の乙の販売価格に○％の料率を乗じた金額（以下「実施料」という。）並びにこれらに対する消費税を，甲に支払うものとする。

２　前項の一時金は，本契約締結日から３０日以内に，実施料については，第４条に定める報告に基づき各期終了後２か月以内に，それぞれ甲の指定する金融機関の口座に振り込むことによって甲に支払うものとする。振り込み費用は乙の負担とする。

３　第１項の料率による実施料の額が各１年期において○万円に満たないときは，当該１年期の実施料は○万円とし，１年に満たない期間の最低実施料については，日割り計算よる。

４　第１項に定める実施料率は，本契約の期間中，当事者の合意により増減することができる。

５　第１項に基づき既に支払われた金銭は，本契約が解除又は解約された場合並びに第１２条第１項第２号に該当した場合においても，甲は乙に返還しないものとする。

（報告）

第４条 乙は，毎年○月○○日を末日とする１年期ごとの本件発明の実施製品の生産数量，販売数量，販売単価等，実施状況に関する報告を，各期の終了後１か月以内に甲に対し行うものとする｡

２　乙は，本契約期間中，及び契約終了後３年間にわたり，前項の報告，実施料の支払の基礎となる関係書類を保管するものとし，甲の請求があった場合において，本件発明の実施製品の生産数量，販売数量，販売単価等を記載した帳簿，記録その他の関係書類（電磁的記録を含む。）を，乙の業務時間内において甲又は甲の指定する代理人に対して閲覧させなければならない。

（手続の費用負担）

第５条　甲は，本件発明について特許を受けるための手続及び特許維持のための手続を誠実に行うものとし，当該手続の費用は甲が負担するものとする。

２　乙は，甲に対し本件発明について特許を受けるにつき必要な協力を行うものとし，特許後において第三者が無効審判の請求等をした場合，必要な協力を積極的に行うものとする。

（通常実施権）

第６条　本件発明が特許登録されたときは，本契約に定める実施権は，当該特許に係る特許権の独占的／非独占的通常実施権として，本契約に定める契約条件と同一内容条件をもって引き続き存続するものとする。

（特許表示等）

第７条　乙は，本件発明の実施製品について，特許前においては「特許出願中」である旨の表示を，特許後においては「特許」の表示を特許番号と共に実施製品の他，そのカタログ，包装等に行うことができる。

（侵害）

第８条　甲及び乙は，本件発明が出願公開又は特許登録された後において，第三者が本件発明を無断で実施し又は実施するおそれがある事実を発見したときは，速やかにその内容を書面により相互に報告するものとする。

２　前項の場合において，甲及び乙は，第三者の無断実施の排除のために必要な協力を行い，その実行にあたるものとし，その方法及び費用の分担については別途協議の上，決定する。

（免責事項）

第９条　乙による本件発明の実施に基づく第三者の権利の侵害につき，甲はその責任を一切負わないものとする。

２　甲は，乙による本件発明の実施につき，技術上，設計上の一切の責任を負わないものとする。乙の実施製品の販売に基づく製造物責任についても同様とする。

３　甲は，本件発明につき，特許無効事由の不存在を保証するものではない。

（技術指導等）

第10条　甲は，乙による本件発明の実施に際し，乙に対して必要な技術情報を提供するものとする。

２　乙による本件発明の実施製品の製造に関し問題が生じ，甲の指導を必要とするときは，甲は，甲乙協議により定めた方法により，乙に対し必要な技術指導を行うものとする。

３　前２項に関し，甲が出張を要するときは，乙はその費用を負担するものとする。

４　乙は，甲から第１項に基づき提供された技術情報を，本契約の期間中及び期間終了後においても漏洩してはならない。ただし，当該技術情報が次の場合に該当するときは，この限りでない。

1. 甲から提供された後，乙の責めに帰すべき事由によらないで公知になった

　場合

1. 第三者の開発等により公知になった場合，又は既に第三者の文献等により公知であった場合

（改良発明）

第11条　本契約の期間中，甲又は乙が本件発明の改良発明を行った場合，当事者は相手方にその旨を通知し，その取扱いについて別途協議するものとする。

（契約の終了）

第12条　本契約は次の各事由により終了する。

1. 甲乙当事者間の合意が成立したとき
2. 本件発明の拒絶査定が確定し，又は本件発明に係る特許の無効が確定した

とき

1. 本件発明の特許権が存続期間の満了，その他の事由で消滅したとき

２　前項１号の場合には，覚書を締結することとする。

（解除）

第13条　甲及び乙のいずれかが本契約の各条項の履行を怠ったとき，又は乙が破

産手続及び民事再生手続を申立て又は申立てられたときは，相手方に対する催

告等何らの手続を経ることなく書面にて通知し，本契約を直ちに解除すること

ができる。

（損害賠償）

第14条　甲及び乙のいずれかが本契約に違反し，又は相手方の信用や利益を害し

たときは，相手方はこれにより被った損害の賠償を請求することができる。

（反社会的勢力等の排除）

第15条　甲及び乙は，自己が次の各号に該当しないこと，及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し，各号に該当したとき，又は該当していたことが判明したときは，相手方に対し別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

①　暴力団構成員，暴力団関係企業及びその関係者，総会屋若しくはこれに準ずる者，その他刑事法令に反する行為を行う反社会的勢力等（以下「反社会的勢力等」という。）であること，又は反社会的勢力等であったこと

②　役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力等であること，又は反社会的勢力等であったこと

③　親会社，子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること

２　甲及び乙は，本契約の履行に関連して次の各号に該当する行為を行ったときは，相手方に対し別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

①　脅迫的な言動をすること，若しくは暴力を用いること，又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと

②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること

③　反社会的勢力等である第三者をして前二号の行為を行わせること

④　自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力等への資金提供を行う等，その活動を助長する行為を行うこと

⑤　親会社，子会社又は本契約履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと

３　甲及び乙は，前２項により本契約を解除されたことを理由として，相手方に対し，損害賠償を請求することはできない。

（規定外条項）

第16条　本契約に定めのない事項，又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事
項については，甲乙協議の上，円満に解決を図るものとする。

（管轄）

第17条　本契約に関する訴えは，東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

　以上，本契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

東京都千代田区九段南四丁目８番２４号

甲　　 学校法人日本大学

理事長

 乙